

令和6年度第1回石狩市文化財保護審議会議事録

日 時 令和6年6月3日（月）10:00～10:40

会 場 石狩市役所本庁舎 5階 第1委員会室

出席者

<委員> 三 島 照 子 会長
百 瀬 響 副会長
鈴 木 明 彦 委員
高 瀬 克 範 委員
加 藤 和 子 委員
久保田 陽 子 委員
佐藤 貴美枝 委員

※三 浦 泰 之 委員は都合により欠席

<事務局> 教育長 佐々木 隆 哉
社会教育部長 伊 藤 学 志
文化財課長 小 島 工
同課主査・学芸員 志 賀 健 司
同課主査 作 田 洋 二
同課主任・学芸員 荒 山 千 恵

傍聴者 0名

■議事

【小島課長】

本日は開催のご案内を差し上げたところ、委員 8 名のうち 7 名の委員の方にご出席いただいておりますことから、石狩市文化財保護条例施行規則第 4 条第 2 項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、只今から令和 6 年度第 1 回石狩市文化財保護審議会を開催いたします。今回は新たな任期を迎えて、初めての会議となりますことから、ご出席の皆様の机に委嘱状を配付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

開会にあたり佐々木教育長よりご挨拶申し上げます。

【佐々木教育長】

おはようございます。教育長の佐々木と申します。皆様方にはお忙しい中、この文化財保護審議会の委員をお引き受けいただき、また今日このような形でご出席をいただきましてありがとうございます。日頃から石狩市の文化財行政に一方ならぬお力添えをいただいておりますことにつきましても、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

今朝もニュースになっていましたけれども、能登半島の地震、1 月 1 日に起きた大災害ということで、被災された方々には本当にお悔やみとお見舞いを申し上げなければならないというふうに思います。あのような災害になると、当然人の命ですか、また家ですとか、道路のようなインフラが被害にあい、そちらに目が向きがちといたしますか、当然それが一番大事なのですが、同時に能登半島というのは、昔から大陸との交通の結節点のようなところでもあって、たくさんその文化財があり、博物館的な施設もあるというところなのですが、そういった施設もかなりの被害を受けたというふうに聞いております。

やはり文化財というのは、国民共有の財産ですから、これらをどうやって守って残していくかということ、やはり我々みんな考えていかなければならない課題だと改めて思います。石狩市でそういった機能を果たしている拠点としては砂丘の風資料館があります。なにぶんにも、元々がピアレストランだったということで、展示するにしても保存するにしても、色々と制約はあるのですが、工夫をしながらやってきて、ちょうど今年で 20 周年を迎えます。記念のテーマ展のような展示も開催しておりますので、お時間が許せば一度覗いてみていただきたいというふうに思います。

石狩市の文化財行政、保存活用についても課題というのは本当にたくさんあるのですが、ひとつひとつできることから取り組んでいかなければならないと思っております。その一環というわけでもないのですが、この審議会には新たな市の指定文化財の指定に向けた諮問をさせていただきたいと考えております。

紅葉山 33 号遺跡から出てきた漆塗りの弓ですけれども、これについては後ほど諮問書をお渡ししたいと思っております。出土してからかなりの年数が経って、42 年が経っているということなのですが、この間にいろいろな新しい発見があって、価値というのを再評価すべき時期ではない

かといったような観点からご検討いただくということになるかと思えます。ひとつよろしくお願いをいたします。

この審議会は文化財の保存活用というある意味、専門的なご審議をお願いするということで、どうしてもメンバーが固定になりがちになるのですが、今回佐藤様に新たに参加いただいて、市民目線から思ったことをどんどん言っていただければ審議もより厚みを増していくのではないかと考えておりますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

結びになりますが、これから2年間、委員の皆様方にはいろいろな形でご苦勞またお世話になるということもあろうかと思えますけれども、ひとつよろしくお願いをいたします。以上私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

【小島課長】

続きまして委員の紹介に入らせていただきます。今回、委員の改選ということで新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、改めて委員の方々に自己紹介をお願いしたいと思います。

委員の名簿順に三島委員からそれぞれ自己紹介をお願いいたします。

《委員自己紹介》

【三島委員】

三島照子と言います。郷土研究会の事務局長をして、とても忙しい日々を送っています。よろしくお願いをいたします。

【百瀬委員】

百瀬響と申します。北海道教育大学の札幌校で文化人類学を教えております。よろしくお願いをいたします。

【鈴木委員】

鈴木明彦と申します。北海道教育大をこの春に退職いたしました。もう少しこちらの方で勤めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いをいたします。

【高瀬委員】

高瀬克範と申します。北海道大学の考古学研究室で教えております。考古学が専門です。どうぞよろしくお願いを致します。

【加藤委員】

加藤と申します。先ほど教育長の中から資料館ができて20年経ったと、そのぐらい私も年を取ったのだなと実感しております。本当によろしくどうぞお願いを致します。

【久保田委員】

久保田陽子と申します。私は市民の一人として、こちらに参加させていただいております。わからないこともいっぱいありますけれど、皆さんのお世話になって、皆さんの後についていけたらいいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員】

今年から参加させてもらうことになりました佐藤貴美枝と申します。普段は石狩新港にある運送会社を経営しております、そこで毎日働いております。今回広報で募集を見まして、なぜかこの歳になって学生時代には歴史はあまり好きな科目ではなかったのですが、この歳になって歴史がとても面白くて感じて、地元の石狩市のことも勉強してみたいと思ひまして参加させていただきました。本当に素人でとんでもないことを言い出すかもしれませんが、ひとつよろしくお願いいたします。

【小島課長】

ありがとうございます。続きまして事務局職員を紹介させていただきます。部長からお願いいたします。

【伊藤部長】

みなさんおはようございます。社会教育部長の伊藤と申します。教育委員会は生涯学習部ということで一部制を取っていましたが、機構改革によりまして、今年度から社会教育部と学校教育部と二部制になりました。社会教育部につきましては、社会教育ですとか図書館、それからこの文化財課の業務も行ってまいります。部になったことで、これまで以上に社会教育の推進に努めてまいりたいと存じますし、文化財の保護、利活用にも努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

【小島課長】

改めまして、文化財課長の小島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【志賀主査・学芸員】

主査、学芸員の志賀健司です。専門は地質学ですが、地学、海洋、生物、自然史全般を担当しております。よろしくお願いいたします。

【作田主査】

事務職の主査の作田と申します。よろしくお願いいたします。

【荒山主任・学芸員】

学芸員の荒山千恵と申します。専門は考古学です。よろしくお願い致します。

【小島課長】

続きまして会長、副会長の選出に入ります。石狩市文化財保護条例施行規則に基づき会長1名と副会長1名を選出したいと思いますが、皆様から特にご意見がないなければ事務局一任という形で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

《事務局一任の声あり》

【小島課長】

それでは事務局案として会長に三島様、副会長に百瀬様をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

三島会長につきまして、会長席の方へ移動をお願いいたします。それでは、三島会長よりご挨拶をお願いいたします。

【三島会長】

ただいま会長を拝命いたしました三島です。今年度は文化財の諮問を受けて、なかなか面白い審議会になると思っておりますので、皆さんの協力をよろしくお願い致します。

【小島課長】

それではこの後の議事進行につきましては三島会長をお願いいたします。

【三島会長】

それでは次第6に移ります。紅葉山第33号遺跡の漆塗り文様入りの市指定文化財指定について諮問を受けます。

【佐々木教育長】

では諮問いたします。石狩市文化財保護審議会会長、三島照子様、石狩市文化財保護条例第四条第二項第五条第一項および石狩市文化財保護条例施行規則第四条項条第四項の規定に基づき、下記事項について諮問をいたします。「紅葉山33号遺跡出土の漆塗り弓」の市指定文化財の指定についてよろしくお願い致します。

《諮問書手交後、教育長退席》

【三島会長】

それでは諮問する文化財の概要につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【荒山主任・学芸員】

それでは資料3に基づきまして、画像等を大きくしたものを用意しましたのでスライドをご覧くださいながら、私から説明させていただきます。諮問する文化財の概要についてです。

名称ですけれども、仮称としておりますが、「紅葉山33号遺跡出土の漆塗り弓（文様入り）」としております。文化財の種別につきましては、有形文化財（美術工芸品／考古資料）となります。員数は1点です。所有者・管理者は石狩市教育委員会となります。保管場所はいしかり砂丘の風資料館です。写真1は、漆塗り弓の出土状況となります。

続きまして、文化財の概要としまして、由来、大きさ、帰属時期、文化財の状態、最後に文化財としての価値について説明させていただきます。まず、紅葉山33号遺跡ですが、石狩市花川南6条5丁目、花川南公園内に位置しております。こちらの遺跡は縄文文化前半期の墓地です。発掘調査が3回行われており第1次調査が1967年、このときに2基の土壙墓が確認されました。2回目の第2次調査が翌年1968年に実施されまして、9基の土壙墓が出土しております。そして第3次調査が1982年に実施されまして、32基の土壙墓が出土しております。今回諮問の対象となっております漆塗り弓はこの第3次の発掘調査によって発見されたものとなります。

紅葉山33号遺跡では、このような土壙墓が遺構として見つかり、遺物も土器・石器をはじめ多数出土しております。特にこれまで注目されてきた遺物としましては、今回諮問の対象となっております漆塗り弓のほか管玉などがあります。重複しますが、1982年に石狩市教育委員会が実施しました発掘調査により確認された32基の土壙墓のうちの1基、遺構の名称でいいますとGP-46から漆塗り弓が出土しました。発掘調査当時による所見では、残された漆の皮膜としては外面が朱色、内面は黒色となります。そしてこの弓全体の11カ所にわたり文様が描かれているというのが特徴です。

弓が出土しました土壙墓の大きさは、長軸が164cm、短軸が154cm、深さが75cmとなります。こちらの墓壙から出土した遺物としましては、漆塗り弓の他にも石鏃ですとかナイフ、石斧など、それから墓壙の一番上の層からは魚形石器（ぎょけいせっき）と呼ばれております縄文文化前半期に特徴的な遺物も見つかっております。図1は漆塗り弓の実測図になります。このように弓の11カ所に文様が描かれているというのが特徴です。大きさは発掘現場での計測値になりますけれども、全長・現存部で105cm、幅が3cmとなっております。

続きまして、漆塗り弓の時期と年代ですが、墓の時期としましては、出土品の特徴から縄文文化前半期となります。また、漆塗り弓の年代ですが、約2,000年前のものとなります。こちらにつきましては国立歴史民俗博物館の報告（工藤・中嶋2021）で、¹⁴C年代測定（放射性炭素年代測定）の実施結果が公表されています。得られた¹⁴C年代は2015±25¹⁴C BP、較正年代で2035-1895cal BPとありますので、約2,000年前としております。

文化財の状態についてです。形状ですけれども、弓本体の木質部分は失われて、土圧により扁平に潰れている状態なのですが、弓全体に施された漆の塗膜が弓の形状をとどめた状態で

残されております。また、弓の表面に施された朱漆と各所に描かれた文様が色相とともに鮮やかに残されています。

保存処理の状態ですけれども、保存処理は実施済みで、ポリエステル樹脂をアクリルケースに注ぎ、その中に弓を封入した状態となっており、弓の両面を観察することが可能な状態となっております。写真2は2022年にテーマ展の設営時に撮影したもので、展示台の奥に載っているものが実物の漆塗り弓でポリエステル樹脂に封入された状態の実物資料となります。なお、手前に置いてありますのが復元した弓です。スライドでご覧いただいているのは、実物資料の両面から撮影した漆塗り弓の合成写真となります。A面・B面としましたけれども、表と裏を展開させた写真になります。このような状態で実物資料が残っている状態です。さらに文様の部分を拡大して見てみますと、同じ部分の文様を表と裏で撮影した写真になりますけれども、このように渦巻文様が明瞭に残っているという状態です。

文化財としての価値の説明に移らせていただきます。3つ記載しております。

まず一つ目、紅葉山33号遺跡出土の漆塗り弓は統縄文文化前半期の墓の副葬品です。木製の弓に漆を塗り文様を描き、精巧に仕上げたいわゆる「飾り弓」と呼ばれるもので、当該期の数少ない漆製品であるとともに、当時の儀礼内容を示す貴重な資料とあります。

二つ目ですが、当該資料は弓に塗られた塗膜部分が残存したのですが、その塗膜の残存から弓全体の旧形状を復元できる状態で、加えて色相や文様も良好に残されており、全国的にも希少な考古資料となっております。特に巻き込みにトゲ状土器のある渦巻文様を施す例は大変希少なものです。スライドに、この弓に描かれていた渦巻文様の一部を転回模式図として示したものを紹介しておりますが、渦巻文にトゲ状突起がついているのがお分かりいただけるかと思えます。このような大変特徴的な文様が描かれているものになります。

3つ目ですが、当該資料に見る漆工芸技術、描かれた文様の装飾的特徴は、統縄文文化前半期の石狩地域と北海道南部・本州（南方系）、あるいは北海道東部（北方系）との文化的交流を考慮するうえでも重要な資料とあります。説明は以上です。

【三島会長】

ありがとうございます。いま説明ありました諮問する文化財の概要について質問のある方は手を挙げてご発言願います。

【鈴木委員】

年代についてですけど、炭素14年代測定で明らかにされていて、それは確認いたしましたけど、その年代というのは、その弓の一部分そのものを測ったということになりますか、それとも一緒に出土した他のものなのか、どういうことになるのでしょうか。

【荒山主任・学芸員】

公表された論文の記述によりますと、漆塗り弓を試料として「赤漆の皮膜+胎」とされていま

す。

【鈴木委員】

分かりました。ありがとうございます。

【三島会長】

他に質問ありますか。

【高瀬委員】

以前にも聞いたかもしれないですけど、樹脂の中で封入されている状態ですけど、それがいつだったのかっていうことと、年代測定のサンプルをいつどのようなかたちで入手されたのかということについては分かっているのでしょうか。

【荒山主任・学芸員】

樹脂封入の時期については 2000 年代に入ってからこの技術で保存が可能ということになりまして、完全に樹脂封入が終わったのが 2005 年です。もう一つご質問いただきましたサンプルの提供時期等につきましては確認したいと思います。

【高瀬委員】

文化財の保護とか保存という点からもきちんと把握しておいた方がいいと思いますので、それは確認をお願いしたいと思います。

あと年代については、考古学の土器の年代観から言うと一緒に出てきている土器が紀元前の 1 世紀ぐらいではないかと思うのですが、年代測定の結果が紀元後の 1 世紀ぐらいということで、ちょっと測定結果が新し目に出ているかなというふうに思うのですね。ただ、大体 2,000 年前ということであれば記載としては問題ないかと思いますので、これでいいのではないかというふうに思います。あと価値としてはおそらくちゃんと調べなければいけないけども、おそらく北海道のローカルで作られた最も新しい漆製品になるのではないかなというふうに思うのですがいかがでしょうか。その後アイヌ文化の中では、自前で漆製品を作る技術というのはなくなって、本州から輸入されたものばかりになりますので、縄文時代に非常に盛んに北海道でも製品を作られて、続縄文時代には衰退期に入ると思うのですが、その中でも新しい時期のものではないかなというふうに思いますので、北海道で作られたものとしては最新最後の段階のものかもしれないです。

【荒山主任・学芸員】

当該資料が、漆製品にみる北海道の縄文文化後半期の盛んな時期から続縄文文化の衰退期にかけての最後の時期に当たるということの評価ですね。

【高瀬委員】

いつ作られたかということ考えたときに、非常に重要な位置づけになる資料だということもひとつのポイントになるのかなとは思いますが。以上です。

【三島会長】

他にどなたかありますか。なければ次に進みますけれどもよろしいですか。

それでは今回、諮問された紅葉山33号遺跡出土の漆塗り弓文様入りの指定文化財の指定につきまして、今後、事務局の調査報告を受け審議することといたします。

続きましては、次第7 事業報告について事務局より説明をお願いいたします。

【志賀主査・学芸員】

はい、それではこちらから令和5年度文化財保護事業について、簡単に説明いたします。お手元の資料1をお願いいたします。1番厚い資料になります。

令和5年度文化財保護事業につきましては、前回の昨年度2月末に開催された審議会で詳細を説明しておりますので、簡潔に新たに追加された分などお話をいたします。ページめくっていただいて。まず1ページから4ページにかけては文化財関連事業ということで、2月以降、加わったものを若干書き加えております。第2回審議会が2月20日に行われました。それから3ページをご覧ください。(9)その他とありまして(9)の1、登録有形文化財(建造物)の登録についてとあります。これにつきましては以前から説明しておりますが、旧山谷家住宅の石倉と木倉が国の登録有形文化財として文化財登録原簿に3月6日付で登録されました。それを持ちまして正式に登録文化財となったということになります。続きまして5ページいきまして資料館関連事業1の2資料館関連事業について、こちら5ページから10ページまで記載してありますが、基本的には前回に説明した通りになっております。資料館の入館者が3月末で令和5年度分が確定しましたが、それぐらいの変更になります。続きまして11ページから13ページかけまして研究活動の状況、教育普及活動など中心に講師派遣をしております。1件3月に講師派遣が追加になったということになります。続きまして14ページ1の4文化財関係団体への活動支援連携活動。これも14ページと15ページにありますが、前回から特に加わったものはございません。

以上、簡単ではございますが令和5年度文化財保護事業について説明いたしました。

【三島会長】

ありがとうございました。令和5年度文化保護事業についてご質問などある方はいらっしゃいませんか。質問なければ、次に令和6年度文化保護事業中間報告について事務局より説明願います。

【志賀主査・学芸員】

令和6年度文化財保護事業中間報告について説明いたします。今回は資料の2をご覧ください。

こちらにつきましても、前回2月の審議会で説明したものと根本的には変更ございませんが、何点か変わったところを説明いたします。まずは1ページ目の1の1文化財関連事業についてですが、前回通り変更はございません。3ページ目、4ページ目、5ページ目、資料館関連事業の令和6年度になりますけれども、前回と変わらないのですが、ただいまの教育長の挨拶にもありましたように、砂丘の風資料館が開館20周年を迎えまして、今年は春のテーマ展と夏の特別展、少し規模が大きめの特別展を開催することにしております。テーマとしては石狩十大事件ということで、何が石狩を作ったかっていう事件を10個選んで考えてみようということをして20年の節目に展示しようとしております。ただいまテーマ展開催中で7月からは少し規模を大きくして十大事件その紹介をいたします。

それからもう一つ4ページご覧ください。(4) 関連行事への参加協力のところになりますが、その中で荘内藩ハママシケ陣屋に関する協力事業、これを詳細に書き加えております。これは主催が市民を中心にした荘内藩陣屋プロジェクトで、浜益区にある国指定の史跡荘内藩ハママシケ陣屋、それについてトークイベントですとか展示を今年複数回開催いたします。道の駅ですとか、図書館、あるいは紀伊國屋書店札幌本店などを利用してイベントを予定しております。

その他2月に報告した予定と大きく変わるところはございません。以上で令和6年度文化財保護事業中間報告の説明を終わります。

【三島会長】

ありがとうございました。令和6年度文化財保護事業中間報告についてご質問のある方はいらっしゃいますか。

【高瀬委員】

直接関係のない話なのですが学校の授業とか結構多いかと思うのですが、例えば視覚障がい者の方とか、聴覚障がい者の方などがいらっしゃる時に、特別な対応のようなことというのはされているのでしょうか。それ以外にこういう展示を見てもらうといったことで工夫されていることがあれば教えていただきたい。

【志賀主査・学芸員】

実際にあまり視覚障がい、聴覚障がいの方々の見学というのは事例としてなくて、車椅子の方々の見学などはあります。視覚聴覚障がいの方の見学はこれまでのところはなかったですね。

【高瀬委員】

触ってもらったりするような展示とか、対策をしてるのかなと思ったのですが。

【志賀主査・学芸員】

展示としましては、なるべく触れるものを多めにはしているのですが、もしそういう要望があった場合は触れるものをいろいろ触ってもらってということも考えております。

【高瀬委員】

車椅子の方という話も今出ましたけど、バリアフリー対策とかちょっと弱いような気がするのですが、そこの辺は見通しあるのでしょうか。

【志賀主査・学芸員】

もともと地ビールのレストランを使用したもので、大きな改装というのはされておられません。ただ入口にはスロープがあって車椅子が入れるとかトイレもそういうバリアフリーのトイレにはなっているのですが、例えば2階に上がることが車椅子のままではできないというような課題がありまして、ただそれを改修するとなると、予算的にかなり大きなものになってしまって、過去に要求しようとしたことあるんですが、今のところは実現しておられません。

【高瀬委員】

レールで階段昇れる装置はありますよね。

【志賀主査・学芸員】

はいそうですね、手すりのようなタイプですね。それを検討したことがあるのですがなかなか。

【高瀬委員】

なかなか厳しいんですね。そうですね。やはり2階に行けないというのはちょっと良い状態ではないと思いますので、やはり何らかの対策が必要かなと思います。

【志賀主査・学芸員】

過去には複数の大人で運び上げて見ていただくということもありました。

【荒山主任・学芸員】

本日、お越しいただいている加藤委員が代表をされております、いしかり砂丘の風の会のボランティアの方々の中に手話ができる方がいらっしゃいまして、聴覚障がいの方でご見学されたいというお申し込みを受けたことがあり、ボランティアさんのご協力のもとに手話を交えながら、身振り手振りも交えながらなんですけれども、説明させていただいたことは過去にありました。

【小島課長】

今ご質問ありましたバリアフリーの関係につきましては、もともと地ビールレストランを改装

した資料館でございまして、2階に行くのが今現在階段しかない状況でございまして、今言われたような2階へのアクセスというのは課題であると私も認識しております。今後検討させていただきたいというふうに考えております。

【三島会長】

他にありませんか。

【佐藤委員】

入館者数去年は 2,057 名となっていますけれども、この内訳と言いますのは下に書いてある団体がかなり多いのですか、カテゴリー的には。

【志賀主査・学芸員】

そうですね、団体としては学校関係の団体が人数的には多いですけれども、例えばそれで大半ってほどのことはないです。例えば春の連休とかさけ祭りの時期には当然お客さんがたくさんいらっしゃるのです。

【佐藤委員】

今年は 20 周年とかなんですね、もうちょっと少レアピールしたらどうでしょうか。

【志賀主査・学芸員】

その通りでございまして、夏の特別展では少し大々的に大きく場所を取って展示がありますので、そこでは PR を一層強化して呼び込もうと考えております。

【佐藤委員】

広報とかは。

【志賀主査・学芸員】

そうですね、基本的には広報ですとか、ホームページあるいはマスコミ、報道機関に呼びかけという形ですね。その他の近隣の博物館施設などにポスター、フライヤーの配布も行います。

【三島会長】

他にありますか。

無いようですので、それでは次第 8 のその他に移ります。よろしく申し上げます。

【小島課長】

事務局から今後のスケジュールについてご説明申し上げます。市指定文化財の指定に向け、今

後事務局において道内外の関連する文化財との比較などの調査を行うこととしております。次回2回目の審議会におきましては、委員の皆様実際にいしかり砂丘の風資料館におきまして、漆塗り弓をご覧いただく機会を設けたいと考えております。時期につきましては、10月中旬から後半ぐらいの間にて開催したいと考えておりますが、こちらにつきましては後日皆様方に日程調整のご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本年度の審議会は3回の開催を予定しておりまして、3回目は年明けの2月頃を予定しており、その時には調査結果の報告をさせていただき委員皆様方からのご意見を伺いたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。事務局からは以上です。

【三島会長】

はい、ありがとうございます。今後の予定について皆さんから要望などありましたらどうぞ。

【高瀬委員】

具体的なことですが、最終的には審議会の方から答申を出すような形になるのでしょうか。それは来年度でしょうか。

【小島課長】

令和7年度に審議会から答申を頂いて、その後、教育委員会会議での決定ということになりますので、それが来年の5月か6月ぐらいの教育委員会定例会で正式決定というような流れを考えております。

【高瀬委員】

答申は来年の春ということですね。

【小島課長】

その予定です。

【三島会長】

他にご質問ありますか。

【百瀬副会長】

春光寺所蔵の千手観音像の調査はどうなったのでしょうか。

【小島課長】

はい、調査の方を継続して参りたいと考えております。

【三島会長】

他に何かありますか。

ないようですので以上で本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。

令和6年12月26日

石狩市文化財保護審議会

会長 三島 照子

